

処理事例2 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの

苦情申立て対象機関	都市整備部大久保駅前区画整理事務所		
苦情申立ての内容	<p>市が施行する区画整理事業の建物補償交渉において、補償単価の公開を市の担当課に申し入れたところ、県で決められているとの理由で断られたが、本人の財産に関わることなので公開してほしい。また、市の担当課の職員は、交渉の度に違うことを言うので、補償交渉の内容について当事者間の認識を一致させるため、交渉内容を文書化してほしい。</p>		
調査結果等	<p>オンブズマンは、建物補償交渉における補償単価の公表について、調査を行いました。</p> <p>まず、大久保駅前区画整理事務所に聴き取りを行いましたところ、被補償者に対しては、その補償項目ごとに補償金額を算定し、その具体的な内容について口頭で説明しているが、単価については、「補償単価表(兵庫県版)」でその取扱いに注意すべきものとされており、また、単価を公表することにより、事業の性質上、事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとの理由から、公表していないとのことでした。</p> <p>そこで近隣の地方自治体の状況を調べた結果、建物所有者本人からの請求があれば、その建物に関する補償単価の開示請求に応じている地方自治体も一部あり、その開示・非開示の判断根拠は、各地方自治体が制定する個人情報保護条例によるものと考えられます。また、近畿地区地方整備局では正式な公開請求があった場合には開示する方針であり、近畿地区用地対策連絡協議会でも補償単価の開示・非開示は各市町村の条例等により判断すべきものであるとの回答でした。</p> <p>申立人が公表を求めている自己の建物に関する補償単価は、明石市個人情報保護条例第2条第1項に規定する「個人に関する情報」に該当し、その開示については、まさにその是非を調査審議する個人情報保護審議会の意見を尊重しなければならないと考えます。よって、申立人におかれましては、個人情報の開示請求の制度により、その是非を判断してもらいたいと考えます。</p> <p>また、補償内容の文書化については、担当課からの聴き取りによると、紆余曲折する交渉途中の文書が出回るとは、その後の交渉を難航させる要因になり得ることから、はっきり決まったことについて文書を残したいとの考えでありました。オンブズマンとしては、交渉とは、決着がつくまでは流動的なものであり、その一部終始を記録することは、膨大な作業量の増加とはなるものの、交渉を円滑に進める要素になるとは限らず、必要とする人が、自分で記録すれば事足りることであると考えます。但し、交渉において、相手が納得できる説明に努めることは当然のことですので、大久保駅前区画整理事務所へは、今後とも交渉の方法や内容に工夫を凝らし、信頼関係のうえに成立する交渉に努めるよう申し入れました。</p>		
苦情申立ての受付年月日	平成19年(2007年)	8月 1日	要した日数
オンブズマン面談年月日	平成19年(2007年)	8月 2日	1日間
市の機関への調査年月日	平成19年(2007年)	8月16日	15日間
調査結果通知年月日	平成19年(2007年)	9月20日	50日間